５　計画の達成状況の点検及び評価

・　計画に盛り込んだ目標値等について、少なくとも年１回は実績を把握するほか、障害福祉施策及び関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価を行い、必要があるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

・　中間評価の際は、栃木県自立支援協議会及び栃木県障害者施策推進審議会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

第２章　栃木県障害福祉計画（第７期計画）・栃木県障害児福祉計画（第３期計画）

Ⅰ　令和８（2026）年度の目標

１　障害者支援施設の入所者の地域生活への移行

○　本県では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、相談支援事業等を、障害者本人の心身の状態や地域生活等に対する意欲に合わせ適切かつ効果的に提供することを促進し、障害者支援施設から地域生活への移行※1を進めます。

○　本県の実情を踏まえつつ、地域生活への移行を進める観点から、令和５（2023）年３月31日時点において長期の入所が常態化している施設に入所している障害者のうち、自立訓練等を利用し、令和８（2026）年度末までに地域生活に移行する者の目標を次のとおり定めます。

○　本目標の達成に向けて、就労支援や地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域における安心した暮らしを支える支援体制等の推進を図ります。

○　また、障害者が一人暮らし等を希望する場合に、その実現に向け、自立訓練等のサービスの充実や賃貸住宅入居に向けた居住支援の拡大を推進するなど、支援の充実を図ります。

【障害者支援施設の入所者の地域生活への移行に関する目標】

項　目		目　標	考え方
R5.3.31 時点の入所定員（A）		2,174 人	都民施設※2を除いた、障害者支援施設の定員総数
R8年度目標	地域生活移行者数（R８年度末までの累計）	30 人	（A）の約 1.4％
	入所者数	現状維持	真に入所支援を必要としている障害者を考慮する

＜目標設定の考え方※3＞

・　地域生活への移行の実績や全国平均に比べて重度者の割合が高いこと等本県の実情を踏まえ目標を設定しています。

〈参考〉第６期計画における実績

	目標	令和３年度	令和４年度
入所定員	現状維持（2,184人）	2,174人	2,174人
地域移行者数（累計）	32人	９人	15人

※１　地域生活への移行とは、「障害者支援施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、一般住宅に移すこと」です。

※２　東京都民が入所することを目的として設置された障害者支援施設（以下「都民施設」という。）については、東京都の障害福祉計画に盛り込まれるため、本県の目標値からは除きます。

※３　目標の設定に当たっては、平成 22 年改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた者（18 歳以上のものに限る。）であって、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該指定知的障害児施設等に引き続き入所しているもの（継続入所者）の数を除いて設定します。

重度者とは障害支援区分５、６の利用者であり、全国の重度者の割合が 83.0％であるのに対し、本県の重度者の割合は 88.6％となっています（令和５（2023）年２月現在）。

２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○　障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町などとの重層的な連携による支援体制を構築します。

○　長期（慢性期）入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、令和８（2026）年度末の精神病床における入院患者数、入院後の退院率、及び退院後１年以内の地域における生活日数の平均（地域平均生活日数）の目標を次のとおり設定します。

○　本目標の達成に向けて、地域における居住支援の充実を図るため、グループホームにおける精神障害への対応力向上を図るとともに、不動産事業者への精神障害者の理解や関係部局との連携を推進することにより、賃貸住宅入居に向けた居住支援を拡大し、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の体制強化を図ります。

○　また、精神保健福祉法の改正趣旨を踏まえ、市町における精神保健相談支援体制の整備や、未治療・治療中断者等を対象とした精神保健アウトリーチ事業、措置入院患者等を対象とした精神障害者退院後支援を推進し、地域における支援体制の強化を図ります。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標】

項　目		目　標	考え方
１年以上長期入院患者数		2,391 人	
	65 歳未満	890 人	
	65 歳以上	1,501 人	
入院後の退院率	３か月時点	68.9%以上	国の基本指針に基づく
	６か月時点	84.5%以上	
	１年時点	91.0%以上	
地域平均生活日数		331.7 日	R２年度（直近値）本県より上位８県の平均値

※　保健医療計画と整合性を図り、設定しています。

〈参考〉第６期計画における実績

項　目		目標	令和３年度	令和４年度
１年以上長期入院患者数		2,422人	2,806 人	2,754 人
	65歳未満	959人	1,202人	1,152人
	65歳以上	1,463人	1,604人	1,602人

＊目標を達成するために必要な項目別の活動指標

（年間量）

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
精神障害者の地域移行支援	44 人	55人	72人
精神障害者の地域定着支援	53 人	64人	78人
精神障害者の自立生活援助	26 人	26人	31人
精神障害者の共同生活援助	1,304 人	1,429人	1,576人

３　地域生活支援の充実

○　入所・入院中の障害者が地域に移行する場合のグループホームの体験利用や、自宅で生活する障害者の介護者の入院等に伴う緊急的な短期入所の利用のニーズが高まっているため、令和８（2026）年度末までに地域移行・地域定着に特化した相談支援やサービス利用調整を行う仕組みとともに、本県の各地域において必要とされる機能を持つ体制を整備します。

○　本県では、地域生活支援拠点の体制が 21 市町（多機能拠点整備型が２市、面的整備型が 10 市７町、多機能拠点型と面的整備型の複合型が１市１町）で整備されています。

○　強度行動障害を有する障害者に対し、障害特性の理解に基づいた適切な支援を行う支援者や、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができ、他の従事者に支援方法の伝達ができる従事者を養成する研修を実施しています。

○　強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るため、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

本県における地域生活支援拠点のイメージ

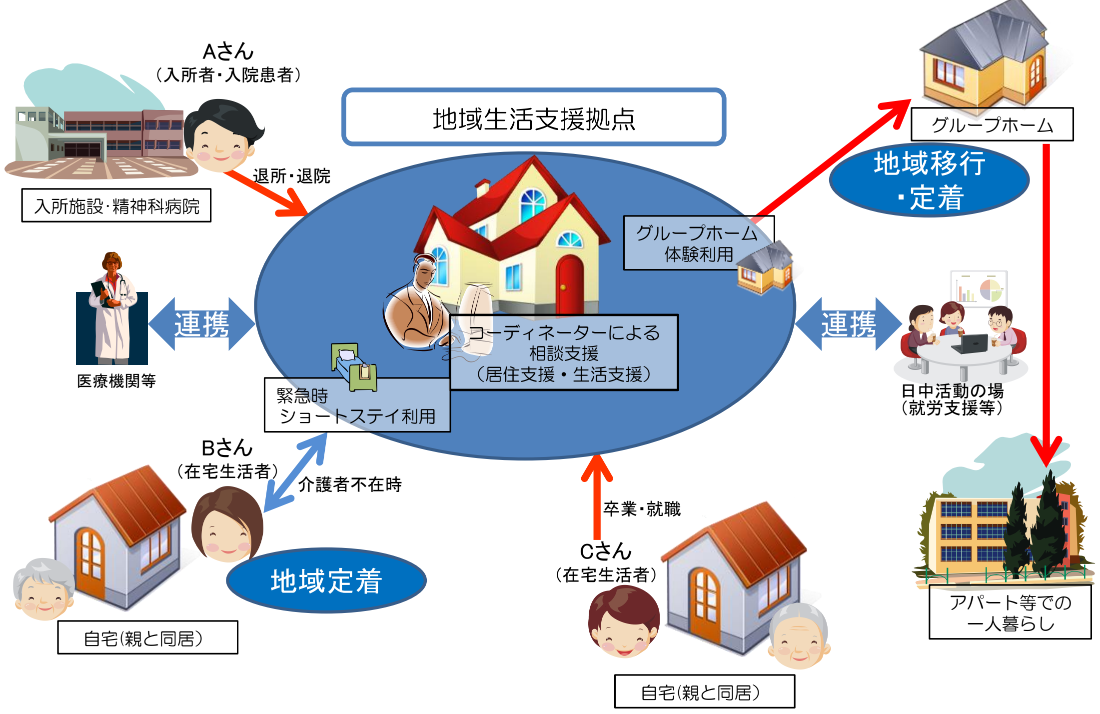

【地域生活支援拠点等として必要な主な機能】

◇　地域移行・地域定着を専門とする相談支援
◇　グループホームの体験利用
◇　地域生活者の必要に応じた短期入所受入
◇　緊急時の受入・対応
◇　専門的な人材の確保・養成
◇　地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

【地域生活支援拠点等体制整備に関する目標】

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等体制整備市町数	25	市町村の区域を基本とし、少なくとも１つの地域生活支援拠点等の体制を整備。ただし、地域の実情に応じ複数市町による共同実施も可能。また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討。

〈目標設定の考え方〉
国の基本指針に即して目標を設定し、地域生活支援拠点等の整備促進及び機能強化を図ります。

〈参考〉第６期計画における実績

	目標	令和３年度	令和４年度
地域生活支援拠点等体制整備済市町数	25	20	21

【強度行動障害を有する障害者の支援体制整備に関する目標】

目標
各市町又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

〈目標設定の考え方〉
国の基本指針に即して目標を設定しています。

【目標に向けた取組】

◇　地域生活支援拠点等の整備促進、機能強化
◇　強度行動障害支援者の養成
◇　強度行動障害者の受入に向けた周知

４　福祉施設から一般就労への移行等

○　就労移行支援事業等を通じて、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、障害者の希望や能力に沿った就労の実現を図るため、令和８（2026）年度末の目標を次のとおり設定します。

○　本目標の達成に向けて、就業面及び生活面の一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターの機能が効果的に発揮できるよう、担当者連絡会議を活用するなど、福祉、産業、労働、教育機関との連携を強化するとともに、地域の就労支援ネットワークの構築に向け、関係機関を対象とした研修会やグループワーク等を実施し、多様な就労ニーズへの共有化を図るほか、一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時的な利用についても、支援の必要性に応じて適切に利用されるよう周知に努めます。

○　一般就労が困難な障害者が障害特性に応じた働き方を選択し、経済的に自立した生活を送れるよう、福祉的就労の工賃向上を図ります。

【福祉施設から一般就労への移行等に関する目標①】

項目		数値	考え方
一般就労への移行者数		238 人	直近３か年の平均 186 人の 1.28 倍
	就労移行支援事業	114 人	直近３か年の平均 87 人の 1.31 倍
	就労継続支援Ａ型事業	98 人	直近３か年の平均 76 人の 1.29 倍
	就労継続支援Ｂ型事業	29 人	直近３か年の平均 22 人の 1.28 倍
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所		全体の５割以上	
就労定着支援事業における利用者数		146 人	R３実績 103 人の 1.41 倍
就労定着率７割以上の就労定着支援事業所		全体の２割５分以上	

〈目標設定の考え方〉

・　福祉施設から一般就労への移行を促進する観点から、全国的な状況を踏まえた国の基本指針に準じて目標を設定しています。なお、一般就労への移行者数は、国の基本指針を踏まえ、現状や新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した目標を設定しています。

〈参考〉第６期計画における実績

項目		目標	令和３年度	令和４年度
一般就労移行者数		254人	151人	206人
	就労移行支援事業	117人	69人	101人
	就労継続支援Ａ型事業	98人	66人	83人
	就労継続支援Ｂ型事業	39人	13人	22人
一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した者		７割以上	５割	３割
就労定着率８割以上の就労定着支援事業所		全体の７割以上	全体の７割	全体の６割５分

＊目標を達成するために必要な項目別の活動指標

項目	数値	考え方
障害者に対する職業訓練の受講	6 人	直近３か年の平均５人×1.28倍
福祉施設から公共職業安定所への誘導	363 人	直近３か年の平均284人×1.28倍
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	145 人	直近３か年の平均113人×1.28倍
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	150 人	直近３か年の平均141人×1.28倍

※　活動指標については、一般就労への移行者数の目標の考え方を準用します。

【福祉施設から一般就労への移行等に関する目標②】

目標
雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める。

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定しています。

【目標に向けた取組】

◇　様々な分野と連携した支援体制の構築

５　障害児支援の提供体制の整備等

○　障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要であるため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、地域支援体制の構築を図ります。

○　また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

○　地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

○　障害児に対する障害児通所支援や障害児入所支援から、障害者に対する障害福祉サービスへの円滑な支援の移行が図られるよう、地域支援の体制づくりを進めるとともに、障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう移行調整を図ります。

⑴　重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

○　障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、令和８（2026）年度末までに地域における支援体制を整備し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

○　本県では、児童発達支援センターは、11 市町（10 施設、うち１施設は真岡市と芳賀郡４町が共同設置）に設置されており、保育所等訪問支援は、14 市町（34 事業所）で提供されています。

【サービスの機能等】

○　児童発達支援センターは、主に未就学の障害児又はその可能性のある児童に対し、個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、地域の障害児、その家族又は当該障害児が通う保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他必要な援助を行う地域における中核的な機関です。

○　保育所等訪問支援は、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等障害児が集団生活を営む施設を保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。

【児童発達支援センターとして想定される主な機能】

◇　身近な地域における通所支援機能としての児童発達支援
◇　保育所等訪問支援の実施
◇　障害児相談支援の実施
◇　地域障害児支援体制強化事業における巡回支援専門員整備
◇　地域生活支援事業における障害児等療育支援事業

【児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の体制構築の目標】

項目	数値	考え方
児童発達支援センター設置市町数	25	各市町に少なくとも１か所以上設置 地域の実情に応じ圏域での体制整備も可能
保育所等訪問支援の利用体制構築市町数	25	各市町に少なくとも１か所以上設置し、全市町において保育所等訪問支援等を活用しながらインクルージョンを推進する体制を構築

〈児童発達支援センター設置の考え方〉

地域における社会資源の不足など、様々な要因から児童発達支援センターの設置が難しい地域においては、障害児やその家族からのニーズに応じて、児童発達支援センターと同等の地域における中核的な支援機能を有する体制を整備することが求められます。

⑵　難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

○　医療、保健、福祉、教育との連携により、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。

○　本県における難聴児支援体制については、母子保健部局において新生児聴覚検査及びフォロー体制を整備し、聾学校において聴覚障害児支援のセンター的機能を担っています。また、障害福祉部局において療育を含めた障害福祉サービス体制の充実を図っています。

○　「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（令和４年２月）」に基づき策定する計画として、本計画に位置づけ、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進します。

【難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築の目標】

目標
関係者の協議の場の提供等による難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。 新生児聴覚検査の実施状況を関係機関等と共有するとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める。 聾学校のセンター的機能について、医療、保健、福祉等と連携した乳幼児教育相談体制を充実する。

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針及び「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に即して目標を設定しています。

【難聴児支援のための中核的機能を有する体制として想定される主な機能】

◇　新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議の場の設置

◇　新生児聴覚検査から療育までを円滑に実施するための手引書の作成

◇　相談支援及び家族支援の充実

(3)　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

○　重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスを受けられるように、令和８（2026）年度末までに地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

○　本県では、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は、８市に設置されており、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は、９市に設置されています。

【サービスの機能等】

○　重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の重症心身障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な訓練を行います。

○　重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は、学校に就学している重症心身障害児に対し、授業の終了後又は学校の休業日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の目標】

項目	数値	考え方
児童発達支援事業所確保市町数	25	各市町に少なくとも１か所以上確保 地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制の確保も可能
放課後等デイサービス事業所確保市町数	25	各市町に少なくとも１か所以上確保 地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制の確保も可能

⑷　医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

○　医療的ケアが必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）に適切な支援を行うためには、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携が重要です。そのため、令和８（2026）年度末までに地域における関係機関の連携強化を図りながら支援体制の充実を図ります。

○　本県では、令和４（2022）年７月に設置した医療的ケア児等支援センター「くくるん」において、医療的ケア児者やその家族等からの相談に対応し、関係機関と連携しながら支援するとともに、情報の集約や発信を行います。

○　栃木県自立支援協議会医療的ケア児支援検討部会において、医療的ケア児とその家族が地域で健やかに安心して暮らすことができるよう施策の方向性等を検討しています。
５圏域 23 市町において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場が設置されています。

○　医療的ケア児等のライフステージに応じた切れ目のない支援を適切に行える人材として、令和５（2023）年度までに、71 名の医療的ケア児等コーディネーターを養成しています。

○　医療的ケア児を受け入れられる施設が不足していることから、喀痰吸引等を担える人材の育成や障害児通所支援事業所の設備整備等を支援し、医療的ケア児の受入促進に取り組みます。

【医療的ケア児支援センターの設置に関する目標】

目標
医療的ケア児等支援センターにおいて、地域における支援ネットワークの構築に取り組んでいく。

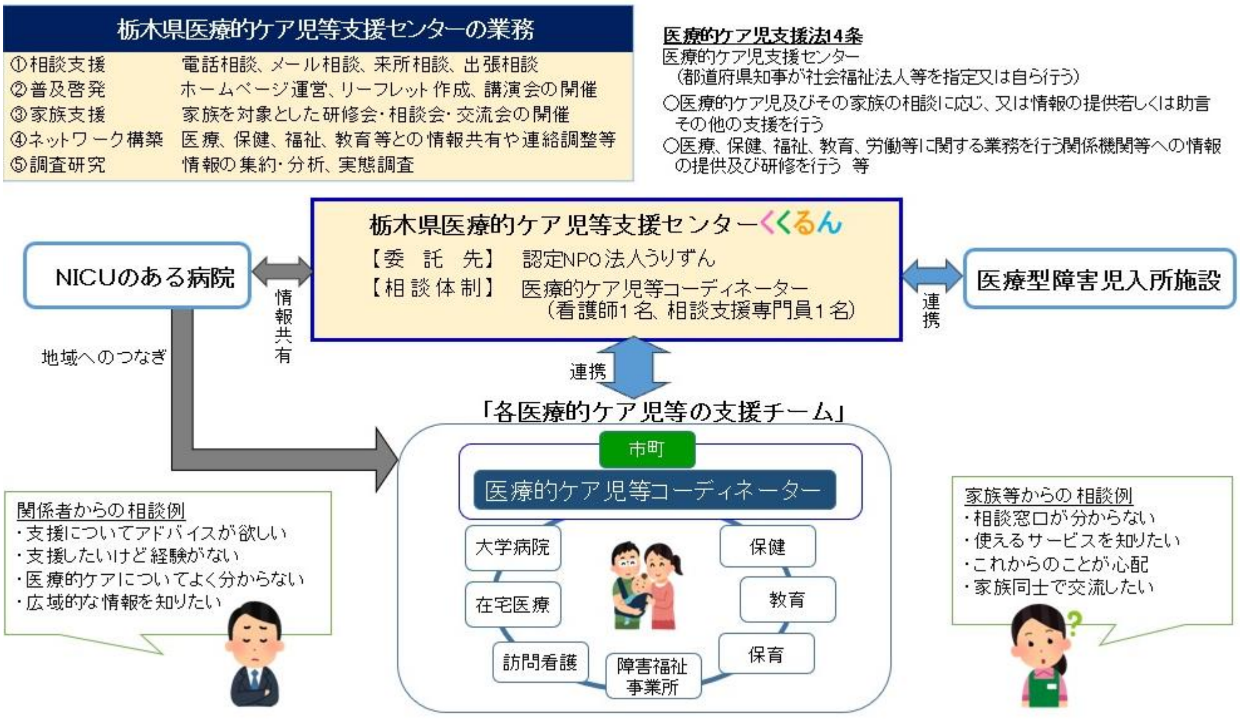

【医療的ケア児等支援のための協議の場の設置及びコーディネーター配置に関する目標】

項目		数値	考え方
協議の場の設置	圏域	6	全圏域に設置
	市町	25	全市町に設置 市町単独での設置が困難な場合は、圏域での設置も可能
コーディネーターの配置	県	1	県に配置
	市町	25	全市町に必要な人数を配置

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定し、引き続き、協議の場の設置促進、コーディネーター養成研修の実施により支援体制の充実を図ります。

＊目標を達成するために必要な項目別の活動指標

項目		令和６年度	令和７年度	令和８年度
医療的ケア児等支援センターにおける医療的ケア児等のコーディネーターの配置人数	県	2	2	2
医療的ケア児等のコーディネーターの配置人数	市町	47	52	57

(5)　障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

○　障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和８（2026）年度末までの目標を次のとおり設定します。

○　本県では、18 歳以降も福祉型障害児入所施設に継続して入所する障害者については、平成 30（2018）年度に福祉型障害児入所施設の一部を障害者支援施設に転換し、当該障害者支援施設において支援を行っています。

○　そのため、主にこれから 18 歳を迎える障害児を対象に、大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場を設置します。

○　協議の場においては、支援に携わる市町、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、障害福祉サービスによる支援等へつなげるほか、各福祉型障害児入所施設に入所する障害児の移行状況等の把握を行うとともに、移行先として必要な地域資源（グループホーム等）における課題についても把握し、障害児入所施設の今後の在り方について協議の場において議論を行います。

【障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置に関する目標】

目標
令和８（2026）年度末までに、障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場を設置する。

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定し、障害児入所施設に入所している障害児が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう協議を行います。

６　相談支援体制の充実・強化等

○　相談支援体制を充実・強化するため、令和８（2026）年度末までの目標を次のとおり設定します。

○　本県では、相談支援専門員の養成、質の向上のための研修を実施し、地域の相談支援体制の充実・強化を図ってきたところです。

○　また、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を行う基幹相談支援センターの設置を促進しており、15 か所（14 市町が単独で、芳賀郡の４町が共同設置）の基幹相談支援センターが整備されています。

○　さらに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行い、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を強化します。

【相談支援体制の充実・強化等の目標①】

項目	数値	考え方
基幹相談支援センター確保市町数	25	各市町に少なくとも１か所以上確保 地域の実情に応じて複数市町による共同設置も可能

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定し、全ての市町において基幹相談支援センターを設置（複数市町による共同設置を含む。）するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制が確保されるよう、広域的な観点から機能の充実・強化に取り組みます。

【目標に向けた取組】

◇　基幹相談支援センターの設置促進・機能強化のための会議等の開催
◇　相談支援専門員の養成、質の向上のための研修の実施
◇　圏域調整会議等を活用した市町間の連携・情報交換の促進

【相談支援体制の充実・強化等の目標②】

目標
各市町の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を強化する。

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定し、県の協議会においては、各市町の協議会で明らかになった課題や取組等を把握し各市町と情報共有を図ることにより、市町の協議会の活性化を促進していきます。

【目標に向けた取組】

◇　協議会と専門部会等の連携
◇　県と市町が設置する協議会の相互連携

7　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○　利用者が必要とする障害福祉サービス等の提供が行われるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を令和８（2026）年度末までに次のとおり構築します。

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組】

◇　県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施

◇　指導監査結果を市町と共有する体制の構築

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の目標】

目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定し、県として障害福祉サービス等の質の向上のために実施すべき事項に取り組みます。

＊目標を達成するために必要な項目別の活動指標

指導監査結果の市町との共有回数

区　分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
指導監査結果の市町との共有回数	1	1	1

相談支援専門員への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数

区　分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実施見込回数	1	1	1
修了見込者数	25	25	25